一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
海老名市中新田字二番河原三二八九番九四から厚木市上依知字鬼ヶ谷七六二番三四地先まで	一一・七五～六二一・三〇メートル　一〇・五二〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月二十九日

○中部地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　岐阜都市計画道路事業三・二・二号岐阜羽島線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十八日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　岐阜県岐阜市茜部大川一丁目及び二丁目地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千六百六十七号岳南広域都市計画道路事業三・三・十九号本市場大渕線及び三・五・十三号吉原大月線
三　事業施行期間　自平成十一年九月一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十一年建設省告示第千六百六十七号及び平成十八年中部地方整備局告示第四十号の事業地のうち静岡県富士市伝法字大松地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦字瀬尻九二八番から同町海山区相賀字瀬尻一四五〇番三まで	前	五五・四〇～一〇〇・八〇メートル　〇・一三〇キロメートル
	後	五五・四〇～九四・五〇メートル　〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦字瀬尻九二八番二から同町海山区相賀字瀬尻一四五〇番三まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都市西京区大枝沓掛町一六番一一六地先から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字一丁田五番一地先まで	前	二一・七〇～二八八・四〇メートル　九・九〇五キロメートル
	後	二一・二〇～二二六・三二メートル　九・九〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	前	二〇・二〇～六〇・八〇メートル　〇・三二八キロメートル
	後	二〇・二〇～一〇九・三〇メートル　〇・三二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十八日